

令和5年10月1日から

大阪府の最低賃金は

時間額 **1,064**円



最低賃金制度のマスコット チェックマン

使用者も、労働者も、必ずチェックしましょう！

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



### 最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 $\geq$ 最低賃金額	
② 日給制の場合	日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
③ 月給制の場合	月給 $\div$ 1年間における1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 $\div$ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 $\geq$ 最低賃金額	

### 最低賃金との比較時に含めない賃金の種類

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ④ 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

最低賃金に関する特設サイトもご覧ください。





# 賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

## 1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00～17:00 (水曜日のみ18:00まで) Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



## 2 賃金引上げを支援する制度

どの支援が合うか迷ったら、  
このセンターに相談してみてね！



### ※業務改善助成金 ※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440



### ※キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



### ※その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

#### (1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度です。

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター** TEL:03-6281-9821



#### (2)企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別貸付で融資します。

詳しくは、**日本政策金融公庫** TEL:0120-154-505



#### (3)中小企業等事業再構築促進事業(事業再構築補助金)

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採択率を優遇。

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター** TEL:0570-012-088



#### (4)ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。

詳しくは、**ものづくり補助金事務局サポートセンター** TEL:050-8880-4053



### ※賃金引き上げ特設ページを開設！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。





すべて  
無料

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

中小企業・小規模事業者の皆さまへ

# 働き方改革により

# 人が集まる魅力ある職場に！

## 労働問題の専門家 社会保険労務士 が

Zoom、Skype等対応しております

### あなたの事業所を「支援」します！

お気軽にご相談ください。人材確保・定着につながる魅力ある職場づくりをお手伝いします！

## 支援内容

### 電話相談・来館相談

専門家が当センターの個別ブースにて相談対応しています。お気軽に下記のフリーダイヤルにおかけください。来館の方は、予約制はとっておりませんのでご遠慮なくお越しください。

### コンサルティング（専門家派遣）

事業者や人事・労務担当者からの申込（裏面参照）により専門家が直接事業所にお伺いし、働き方改革関連法への対応や人材確保のための労務改善などのご相談をお受けし、課題解決のための改善提案を行います。（希望制）

●訪問回数：原則3回 ●セミナーや相談会も実施しています。

### メール相談

専門家が回答いたします。いつでも下記メールアドレスまでご相談ください。

### オンライン相談

オンライン相談も対応します。下記メールアドレスにてメール受信後、相談用URLを送信します。

場 所：大阪府社会保険労務士会館 5階 地下鉄谷町線「天満橋駅」  
〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30 ②番出口から徒歩5分

連絡先：フリーダイヤル 0120-068-116

メールアドレス hatarakikata@sr-osaka.jp

対応日時：平日 午前9時～午後5時まで(水曜日のみ午後6時まで)

残業を削減したい…

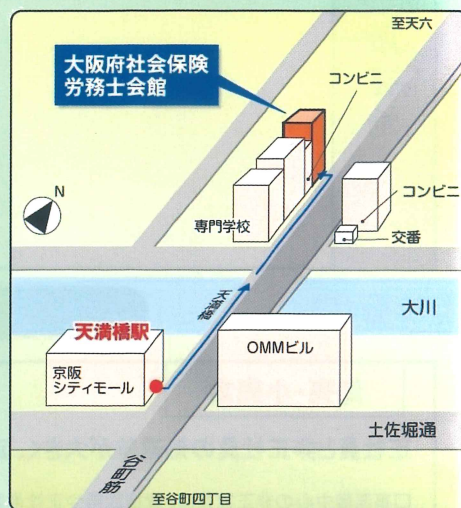
人手不足を解消したい…

同一労働同一賃金に対応したい…

合理化で最低賃金引上げに対応したい…

テレワークを実施したい…

残業の上限規制について相談したい…（猶予業種／運輸・建設）



詳細はWEBで！  
簡単にアクセス▶





# コンサルティング申込書

～企業への訪問（オンラインも可）～

URL: <https://form.run/@hatarakikata-osaka-1655012228>



FAX番号: 06-4800-8177

(お申し込み後、概ね3日前後にはお電話にてご連絡いたします。)

## ご相談内容

(該当するものに丸をしてください。その他の場合は、ご相談内容を簡単にご記入ください)

- ・年次有給休暇の付与方法
- ・時間外労働の上限規制への対応
- ・時間外労働の削減に向けた生産性向上の支援
- ・正規労働者と非正規労働者の不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金）
- ・賃金引上げのための生産性向上の支援
- ・最低賃金引上げへの対応
- ・人材の確保・定着を目的とした雇用管理改善
- ・その他・ワークライフバランスなど（ ）

訪問希望時期

(例: ○年○月○日、○月中旬頃、○週間後 等)

事業所名	フリガナ	電話番号	
所在地	〒	ご担当者名	フリガナ
		(備考)	

### 働き方改革推進支援センター相談事例

#### 卸売・小売業

正社員と非正社員の処遇差が大きく、正社員に特定業務が集中

- 事務職中心の非正社員に、資格取得や正社員登用、多能工化を提案。
- 非正社員の時給のランク分けや、個人評価に対応する時給を提案。

- 非正社員の時給アップ。仕事の幅を広げ、業務の偏りが解消しつつある。
- フォークリフト資格を取り、正社員化(キャリアアップ助成金利用)した労働者もいる。

#### 製造業

同一労働同一賃金への対応に向けた職場環境の改善

- 就業規則と賃金規定を法改正に正しく対応するよう提案。
- 労働時間短縮と生産性向上に向け職場意識の改善を提案。

- 職場環境プロジェクトの発足により社員の意識が高揚し、女性・高齢者にも優しい職場環境に前進中。